16 県民・企業・県が連携し水源の森林を保全する

森林

神奈川県（神奈川県）

地域特性

本事例の施策の対象としている地域は、城山（しろやま）ダム、宮ヶ瀬（みやがせ）ダム及び三保（みほ）ダムの上流を中心とした森林が大半を占める水源地域にあたります。

きっかけ

これまで森林は木材生産など林業活動を通じて管理されてきましたが、エネルギー革命や外国産材の輸入などにより、人工林では約８割を占める、手入れの届かない森林が増加しました。このままでは、木材生産機能はもとより、森林のもつ水源かん養機能等さまざまな公益的機能の低下が懸念されることから、神奈川県では、水源地域の私有林の管理の状況を調査し、適正な手入れがされていない森林を対象に公的管理・支援を始めることにしました。

何を目指したか

対象とする水源の森林のうち私有林の管理を支援し、手入れ不足の人工林では、間伐、枝打ち等の手入れを行うことにより、巨木林や針広混交林等、様々な目標林型へ導いていくことを目指しました。また、管理の実施にあたっては、森林組合の協力のみならず、県民の理解を促進するため、県民や企業の参加も得ることとしました。

何をやったか＜回復＞

神奈川県はまず水源の森林づくりを実施すべきエリアとして、神奈川県治山計画区（流域）を単位に、４つの湖や取水源の上流域、水源涵養機能評価ランクの高い区域等を合計約６万ha設定しました。そのうち約4万2千haを占める私有林のうち手入れの必要な森林について県による買い取りや分収林契約等の「確保」を実施するとともに、所有者による整備への費用助成、所有者と森林組合の長期施業受託への助成等により、森林の手入れをする「整備」を進めました。また、企業や県民を巻き込んだ森林整備を実施したのも特徴であり、企業による森林整備の費用負担や、県民のボランティアとしての仕組みも構築しています。さらに、水源環境保全・再生の取組について県民の意見を反映しながら進めていく仕組みとして、水資源環境保全・再生かながわ県民会議を設置し、本取組の成果と課題について毎年とりまとめています。

主な課題

＜土地＞

特に地域に不在の森林所有者に森林の荒廃状況等をご理解頂き、森林確保に同意を得ることが課題でした。
→解決策は後述

＜人（主体）＞

水源の森林整備について、県民を始めとする多様な主体の理解・協力が課題でした。
→解決策は後述

＜仕組み＞

大面積の施策実施のための多額の予算の確保が課題でした。
→解決策は後述

関連予算

水源環境保全税、木材販売収入、一般財源（県）、造林補助金（林野庁）、寄付金（企業・団体、個人）

問い合わせ先

神奈川県環境農政局水源環境保全課（045-285-0336）

●期待される効果

国土管理	・手入れの行き届かない森林の整備実施による健全な森林としての維持
自然共生	・多様な草木の生育による生物多様性の確保
防災・減災	・森林整備による洪水緩和機能の向上 ・下層植生の回復による土砂流出防止・土壌保全
地域づくり	・水源の森林づくりへの企業と県民の参加

●取組のステップ

平成9年～　水源の森林づくりの開始

平成９年より、水源の森林エリアを定め、事業を開始しました。仕組みとしては私有林の整備に関して、所有者による整備の費用助成を行う協力協約、県が整備費助成を行い所有者と森林組合が長期契約を結ぶ長期施業受委託、県が土地を借り受けて針広混交林に代えていく水源協定林、県が所有者から森林を買い取る制度などです。平成10年には水源林パートナー制度（平成21年に森林再生パートナー制度に拡充）を創設し、企業が5年間の森林整備費用を寄付し、県がネーミングライツやCO2吸収算定書を発行するする仕組みにより、32社（平成31年２月時点）が登録されています。

森林再生パートナー制度等による活動の拠点となっているやどりき水源林（神奈川県ＨＰより）

平成17年～　施策大綱策定と目的税導入

水源の森林整備の財源確保が課題となっていましたが、これまで以上に水源保全に注力するため、平成12年から税制措置のあり方を検討しました。併せて県は平成17年にかながわ水源環境保全・再生施策大綱（平成19~38年）を策定し森林確保目標（約2万5千8百ha）及び、確保森林の約２回整備に相当する累計の整備目標（5万4千ha）を定めました。平成19年には水源環境保全税（県税）を導入し、翌平成20年には定着型ボランティア制度（県内のNPOが登録し県有林整備に10年間参加する制度）を開始し、14団体（平成30年度時点）を登録済みで

定着型ボランティア作業風景（神奈川県HPより）

今後の展望

県では、今後も森林の確保と整備を進めてきますが、平成29年度までで確保実績が約2万4百ha（進捗率約79%）、整備実績が約3万2千3百ha（進捗率約60%）です。今後、更なる森林確保のための手法として、短期水源林整備協定や、環境保全分収林などの新たな手法を導入するとともにシカによる林床植生の食害防止策を推進します。

●得られた知見（課題と対応詳細）

＜土地＞

❑所有者の同意

一定規模で私有林を確保し、整備を進めていくためには多数の所有者の同意が必要です。特に不在村所有者への同意を得るため、事前現地調査をした上で所有者立ち会いのもとで境界確認し、制度の趣旨を説明して理解をして頂いています。実施にあたっては、森林状態や所有者の実情を知る県の地域県政総合センターと森林組合が協力して説明会や個別説明を実施しています。

＜仕組み＞

❑事業予算の確保

平成９年の事業開始以来予算の確保は課題になっていました。平成19年には水源環境保全税の導入及び事業への活用をスタートし、それまでの約17億円から年間30億円前後の予算規模に拡大しています。

＜人（主体）＞

❑多様な主体の理解・協力

平成９年の事業開始時点では、整備主体は所有者、森林組合、県の体制でしたが、翌平成10年以降は、企業が参加し整備費用の負担を開始しました。また、平成17年に策定したかながわ水源環境保全・再生施策大綱では、「県民参加事業を促進する」旨の方針が示され、平成20年に開始した定着型ボランティア制度、また水源環境保全・再生県民会議（県民、有識者、関係団体）による計画進捗のモニタリングや提言、県民への普及活動への参加を通じ、県民の理解促進を図りました。

また、平成21年からは県がかながわ森林塾を開講し、林業の担い手となる人材育成を開始しています。

このように、徐々に県民の理解を深め、担い手を拡大しながら水源林の整備を進めています。

●仕組みや体制

■森林の確保・整備等の仕組み

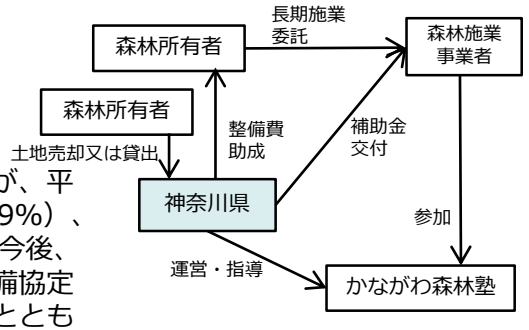
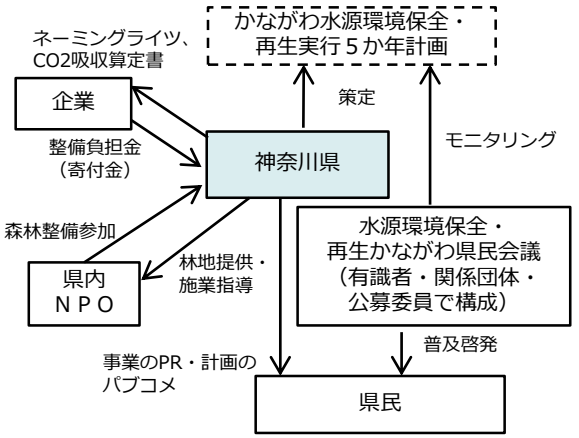
■県民や企業の参加の仕組み